

# 学校いじめ防止等のための基本方針

男鹿市立潟西中学校

平成26年 2月27日策定  
平成27年 7月 8日改訂  
平成27年11月20日改訂  
平成29年 6月 1日改訂  
平成30年 6月 1日改訂

## 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象になった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの定義には、かつての定義のように「自分よりも弱い者に対して一方的に」、「継続的に」、「深刻な苦痛」などの要素が含まれていないことに留意が必要であり、個々の行為が、法律や条例上の「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立って行うことが必要である。

（男鹿市いじめ防止等のための基本方針より）

### (2) 基本方針策定の趣旨

「いじめ」は、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れのある、決して許されない行為である。本校では、

「いじめはどの生徒にも、どの学校でも、起こりうる」との共通認識の下、教育活動全体を通して、いじめの未然防止、早期発見、効果的な対処と実効性のある連携に取り組み、「いじめを生まない学校づくり」のために、本方針を策定するものである。

### (3) いじめ防止等のための対策

#### ① いじめの未然防止の基本対策

- ・生徒指導の三機能を生かした授業改善
- ・道徳教育の充実
- ・ボランティア活動、福祉体験、職場体験等の体験活動の充実
- ・「潟中いじめ防止三原則」の継続した取組
- ・教育活動全体での自己有用感の醸成
- ・情報モラル教育の充実
- ・「潟西中いじめ防止等のための基本方針」の定期的な見直し（毎年4・5月に点検）

#### ② いじめの早期発見の基本対策

- ・定期的な生活アンケート調査や教育相談の実施
- ・保健日誌等の回覧による生徒の情報共有
- ・いじめ防止に関する教職員研修の実施
- ・日々の観察を受けた教職員間の日常的な情報交換

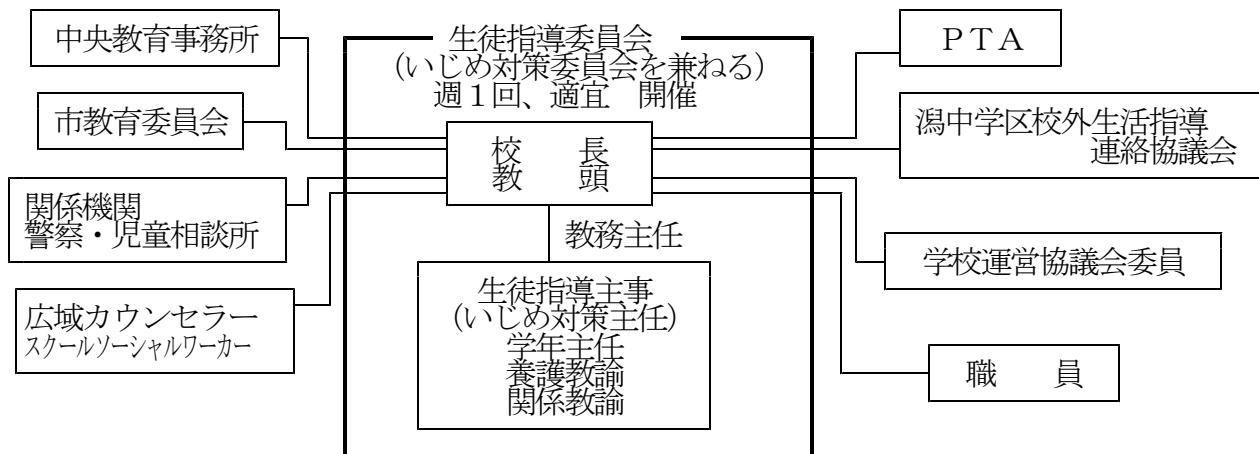
#### ③ いじめの即時対応の基本対策

- ・いじめ事案の報告と情報共有の迅速な実施
- ・生徒指導委員会による事実確認や初期対応の組織的な実施
- ・被害生徒の保護と、加害生徒への指導

#### ④ 家庭、地域及び関係機関等との連携

- ・学校報、生徒指導通信等による情報発信と啓発
- ・警察や児童相談所等への連絡と連携
- ・中学校区生活指導連絡協議会の実施

## いじめの防止等に関する組織図



## 2 いじめの防止等のための具体的な取組

### (1) 未然防止の取組

#### ① 生徒指導の三機能を生かした授業改善

- ・少人数グループでの人間関係づくりを進める。リーダーの育成ではなく、互いに学び合うことで学びが深まる互恵的な関係をつくることを推奨する。
- ・互いのよさを認め合う場を設定する。自分の学びを確立したり広げたりするために仲間のどのような発言が頼りになったかなど、協同的な学びの有用性を、知的・体験的に理解できるよう援助し、生徒自身がその過程を振り返る時間を設定する。
- ・自らの学びを進める際、課題解決の方法を自己選択し、選択した方法に基づいて学習を深められるような授業の展開を工夫する。

#### ② 道徳教育の充実

- ・相互授業参観等の機会に、道徳の授業を参観する機会を設定し、教職員の指導力の向上を図る。
- ・他人を思いやる心や生命を尊重する心を育て、人権意識を高める。「いじめをしない」「いじめを許さない」という心を育てる。

#### ③ ボランティア活動、福祉体験、職場体験等の体験活動の充実

- ・様々な体験活動の機会を多く設け、生徒が様々な立場の人の生き方や仕事に触れ、他者の気持ちになって考える力を養う。
- ・ボランティアや福祉体験等を通して、他人を思いやる気持ち等をもたせ、豊かな心を育む。

#### ④ 「潟中いじめ防止三原則」の継続した取組

- ・生徒会執行部を中心に制定した「潟中いじめ防止三原則」（しない、させない、許さない）を具現化した取組を継続して行う。定期的に「いじめ撲滅集会」を開催して、いじめ撲滅の誓いを新たにする。

#### ⑤ 教育活動全体での自己有用感の醸成

- ・学校行事等を通して適切な集団づくりに努める。協力し合う体験、自分のよさを発揮して仲間から認められる体験等を通して、好ましい人間関係を形成する。

#### ⑥ 情報モラル教育の充実

- ・インターネットやSNS等の使い方やマナーを定期的に指導し、それらを媒介して発生するいじめの防止に努める。

### (2) 早期発見の取組

#### ① 定期的な生活アンケート調査や教育相談の実施

- ・学校生活アンケートを年間10回程度実施する。
- ・上記アンケートを基に、生徒指導委員会を実施し、様々な問題に細かく対応する。
- ・自尊感情測定尺度による調査を年1回程度実施するなど、客観的な測定を利用

して、生徒の実態把握を行う。

- ・様々なアンケートを基に機を逃さずに教育相談を行い、生徒の状況把握と指導を徹底する。

(2) 保健日誌の回覧による保健室利用生徒の情報共有

- ・保健室利用生徒の情報共有することで、いじめにつながる事実を素早く確認し、指導に当たる。

(3) いじめ防止に関する教職員研修の実施

- ・生徒を語る会などを活用し、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修会を計画的に実施する。

(4) 日々の観察を受けた教職員間の日常的な情報交換

- ・定例（週1回）の生徒指導委員会を実施し、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する情報共有及び改善策の策定を図る。

- ・生活ノートのコメントや、休み時間の見守りや声掛けを通して、生徒の生活の様子を把握し、情報の収集に努める。

(3) 早期対応の取組

① いじめ事案の報告と情報共有の迅速な実施

- ・訴えや相談、気付きを基に、「学年部→生徒指導主事→管理職」と事案を報告する。

- ・管理職、生徒指導主事、該当学年部を中心に「いじめ対策委員会」を構成する。

- ・「いつ、どこで、誰が、誰に、何を、なぜ、どのように」などについて、現段階で分かることを随時迅速に共有する。

② 事実確認や初期対応の組織的な実施

- ・可能な限り報告を受けた当日に、学年部を中心に複数の教職員によって事実確認を行う。いじめに関わった生徒に対して、個別に聞き取りを実施し、教職員間での確認を行う。

- ・常に被害者の立場に立ち、再発防止へ向けた対応に取り組む。その際の、被害及び加害の保護者への連絡は、家庭訪問等により直接顔を合わせる形で、丁寧に実施する。

③ 被害生徒の保護と、加害生徒への指導

- ・生徒指導主事を中心に、「いじめ対策委員会」において、被害生徒への支援と、加害生徒への指導・助言に関する計画を立案する。その際、「観衆」や「傍観者」として行動していた生徒に対する指導・助言についても検討する。

- ・実際の支援や指導に当たっては、該当生徒の所属する部活動の担当者や専門委員会担当など、全職員の協力の下、進めるようとする。

(4) 連携に関する取組

① 学校報、生徒指導通信等による情報発信と啓発

- ・いじめの定義や、いじめ防止に関する基本的な考え方などについて、保護者に対して情報発信に努める。また、いじめなどに関する学校以外の相談窓口についても周知を図る。

- ・「湯中いじめ防止三原則」を基に、校内での取組について伝えるとともに、家庭、地域社会での協力を要請する。

- ・いじめに対する支援や指導について共通認識をもち、教職員、保護者及び地域住民が協力していじめ防止に取り組む重要性について啓発を図る。

- ・インターネットを通じて行われるいじめについて、「ケータイ安全教室」などを実施して生徒及び保護者への啓発を図る。また、アンケート等の結果を基に、携帯電話などの情報通信機器の使用については、保護者の責任及び監督下で行われるよう協力を呼び掛ける。

② 教育委員会への連絡と連携

- ・管理職に対して生徒へのいじめ事案について報告があった場合、確認された事実や校内での対応等について教育委員会へ報告するとともに、教育委員会からの指示を基に連携を図る。

③ 警察や児童相談所等への連絡と連携

- ・男鹿市学校警察連絡連携制度に基づき、いじめの内容が、犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合には、男鹿警察署と連携するなどして対応する。

### 3 重大事態への対処

#### (1) 重大事態

- ① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ② いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

#### (2) 重大事態への対処

- ① 速やかに教育委員会へ報告するとともに、生徒指導委員会において、重大事態に至る要因となつたいじめが、いつ頃から、誰によって行われ、どのような様であったか、学校がどのように把握し対応したか等の事実関係を可能な限り網羅的に明確にするための調査を行う。
- ② 調査については、重大事態に対処するとともに、同様の事態の再発防止に向けて行うことを念頭に置く。また、調査結果は教育委員会を通じて市長へ報告する。
- ③ いじめを受けた生徒及び保護者に対して、調査によって明らかとなった事実関係その他必要と認められる情報を、適時、適切な方法で提供する。その際、他の生徒のプライバシーなど、関係者の個人情報に十分留意し、適切に提供する。